建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　中島雄一郎　一級建築士　第189328号

３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止６月

４　処分の原因となった事実　熊本県内の建築物（１物件）について、建築士法第23条の10第１項の規定に違反して、建築士事務所の登録を受けずに、他人の求めに応じ報酬を得て、建築確認申請の代理者、設計者及び工事監理者として、建築確認申請の代理、設計及び工事監理の業務を業として行った。

また、建築確認申請の代理者として、虚偽の確認済証を作成して建築主に渡した。

さらに、一級建築士として、建築士法第24条の７第１項の規定により定められた契約内容及び履行に関する事項を記載した書面の建築主に対する交付及び説明を行わないとともに、第24条の８第１項の規定により定められた業務委託等に関する事項を記載した書面の設計又は工事監理業務委託者に対する交付を行わなかった。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　上杉　祐史　一級建築士　第268092号

３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止６月

４　処分の原因となった事実　北海道内の建築物（８物件）について、アトリエプラス（北海道知事登録（石）第5231号）の業務に関し、上記の物件のうち１物件（建築確認（虚偽）：平成23年９月）の建築物については、虚偽の確認済証を作成して施工会社の担当者に渡した。

また、上記８物件のうち別の４物件（建築確認：平成19年５月、平成20年６月、同年12月、平成23年６月）について、同事務所の開設者として、建築士法第24条の４第１項の規定に違反して同項の規定により定められたものを記載した帳簿の備え付け及び保存を並びに第24条の４第２項の規定に違反して同項の規定より定められた業務に関する図書の保存を行わなかった。

また、上記８物件のうち別の３物件（建築確認：平成21年９月、同年11月、平成23年11月）について、同事務所の開設者として、建築士法第24条の７第１項の規定に違反して、同項の規定により定められた契約内容及び履行に関する事項を記載した書面の建築主に対する交付及び説明を行わなかった。

さらに、上記８物件のうち５物件について、同事務所の開設者として、建築士法第24条の８第１項の規定に違反して、同項の規定により定められた業務委託等に関する事項を記載した書面の設計又は工事監理業務の委託者に対する交付を行わなかった。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　中　　幸司　一級建築士　第200970号

３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止６月

４　処分の原因となった事実　株式会社昇設計建築工房（千葉県知事登録第１―0809―7103号）の業務を行う意思がないにもかかわらず、平成18年５月23日から平成20年５月11日までの間、自己の建築士としての名義を、同事務所の管理建築士として使用することを許した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　鎌田　善仁　一級建築士　第114740号

３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止５月

４　処分の原因となった事実　岩手県内及び宮城県内の建築物（16物件）について、株式会社アトリエ・K（岩手県知事登録㈱第1231号）の開設者として、同事務所の登録期間が平成19年３月26日に満了したにもかかわらず、建築士法第23条第３項の規定に違反して、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て、上記16物件のうち岩手県内及び宮城県内の８物件（建築確認：岩手県内の７物件は、平成20年３月（３物件）、同年８月、同年10月、平成23年８月、同年９月、宮城県内の１物件は、平成20年10月）については建築確認申請の代理、設計及び工事監理の業務を、別の岩手県内の４物件（検査報告：平成21年８月（２物件）、平成23年２月(２物件)）についてはその他の業務として建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第３項に規定する検査の業務を、別の岩手県内の４物件(調査報告：平成22年２月（２物件）、平成22年12月（２物件)）についてはその他の業務として同条第１項に規定する調査の業務を業として行った。

また、上記16物件のうち岩手県内の２物件について、一級建築士として、建築士法第24条の７第１項の規定により定められた契約内容及び履行に関する事項を記載した書面の建築主に対する交付及び説明を行わなかった。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　金井美紀夫　一級建築士　第328558号

３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止４月

４　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件(建築確認：平成24年２月)）について、一級建築士事務所株式会社金井建築設計事務所（東京都知事登録第19337号）の業務に関し、建築確認申請の代理者及び工事監理者として、確認申請手続きを行わずに虚偽の確認年月日及び虚偽の確認番号を工事現場に表示させて、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認するとともに、一級建築士として、建築士法第21条の３の規定に違反して、建築基準法(昭和25年法律第201号）第６条第14項の規定に違反する行為を施工者に指示した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　長坂　広之　一級建築士　第270402号

３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止４月

４　処分の原因となった事実　愛知県内の建築物（44物件（建築確認：平成22年５月（４物件)、同年６月（５物件)、同年７月（８物件)、同年８月、同年９月（４物件)、同年10月(３物件)、同年11月（６物件)、同年12月、平成23年１月、同年２月（４物件)、同年３月（２物件)、同年４月（２物件)、同年５月(２物件)､同年６月))について、㈲画デザインワークス（愛知県知事登録（い―17）第10927号）の開設者として、同事務所の登録期間が平成22年４月４日に満了したにもかかわらず、建築士法第23条第３項の規定に違反して、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て設計業務を業として行った。